

# 令和8年度 町民税・都民税(住民税)の申告について

住民税は、前年の所得に対して翌年課税されますので、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の所得を申告して下さい。

「申告書の手引き」「記載要領」をよくお読みいただき、申告書作成をしていただきますようお願いします。

## 申告の必要な人

1. 令和8年1月1日に八丈町に住んでいた人。
2. 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に給与所得があり、事業所から八丈町税務課に給与支払報告書が提出されていない人。
3. 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に給与所得以外の所得があった人。  
●給与所得以外の所得の例  
○事業所得(自営業、漁業、保険外交、内職、農業等) ○不動産所得(地代、家賃等)  
○雑所得(定期年金、互助年金、講師謝礼等) ○一時所得(生命保険や損害保険の満期(解約)返戻金等)  
※年末調整をした給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。
4. 失業、退職等で収入が全くなく、誰の扶養にもなっていない人。「収入がなかった」という申告をしてください。
5. 収入が非課税所得(遺族年金、障害者年金等)のみで、誰の扶養にもなっていない人。  
「課税所得がなかった」という申告をしてください。

## 申告をしなくてもよい人

1. 税務署に、令和7年分の所得税の確定申告書を提出される人や、すでに提出された人。
2. 令和7年中の所得が給与所得のみの人で、すでに勤務先で年末調整をして税額が確定している人。  
ただし、事業所から八丈町税務課に給与支払報告書が提出されていること。
3. 令和7年中の所得が公的年金等の雑所得のみの人で、年金支払者から八丈町税務課に公的年金等支払報告書が提出されている人。  
※上記2、3に該当する人でも医療費控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除等の各種控除等を追加申請しようとする人は申告が必要です。

## 郵送による申告書提出

申告書と必要な書類を八丈町税務課課税係へ送付してください。

※各種控除を受ける場合は、下記の添付書類を必ず同封してください。

控えの返送が必要な方は、返信用封筒に切手を貼付の上、同封してください。

## 申告の添付書類

- ①【給与・年金収入がある人】令和7年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票  
※源泉徴収をしていない事業所等に勤務されている場合は、雇用主から支払証明等で証明してもらってください。
- ②【事業(農業、営業等)や不動産収入がある人】令和7年中の収入や事業経費を集計した収支内訳書  
※収支内訳書は税務署や八丈町税務課に備えてあります。帳簿、領収書、支払証明書等を確認して作成してください。事業経費の領収書等は同封せずにご自身で保管しておいてください。
- ③各種控除証明書  
【医療費控除】……………医療費の領収書、生命保険等で補てんされた金額の証明書  
【社会保険料控除】……………国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続した健康保険料などの支払金額を証明する書類(領収書等)  
【小規模企業共済等掛金控除】……………小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく個人型加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払金額を証明する書類  
【生命・地震保険料控除】……………生命保険料、地震保険料の控除証明書  
【勤労学生控除】……………本人の学生証の写し  
【障害者控除】……………本人や扶養親族の障害者手帳等の写し  
【寄附金控除】……………領収書等
- ④本人確認書類  
マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カードなど)、身元確認証(運転免許証など)

## お問い合わせ先

### 八丈町 税務課 課税係

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷255-1-2

TEL 04996-2-1122 · FAX 04996-2-3874

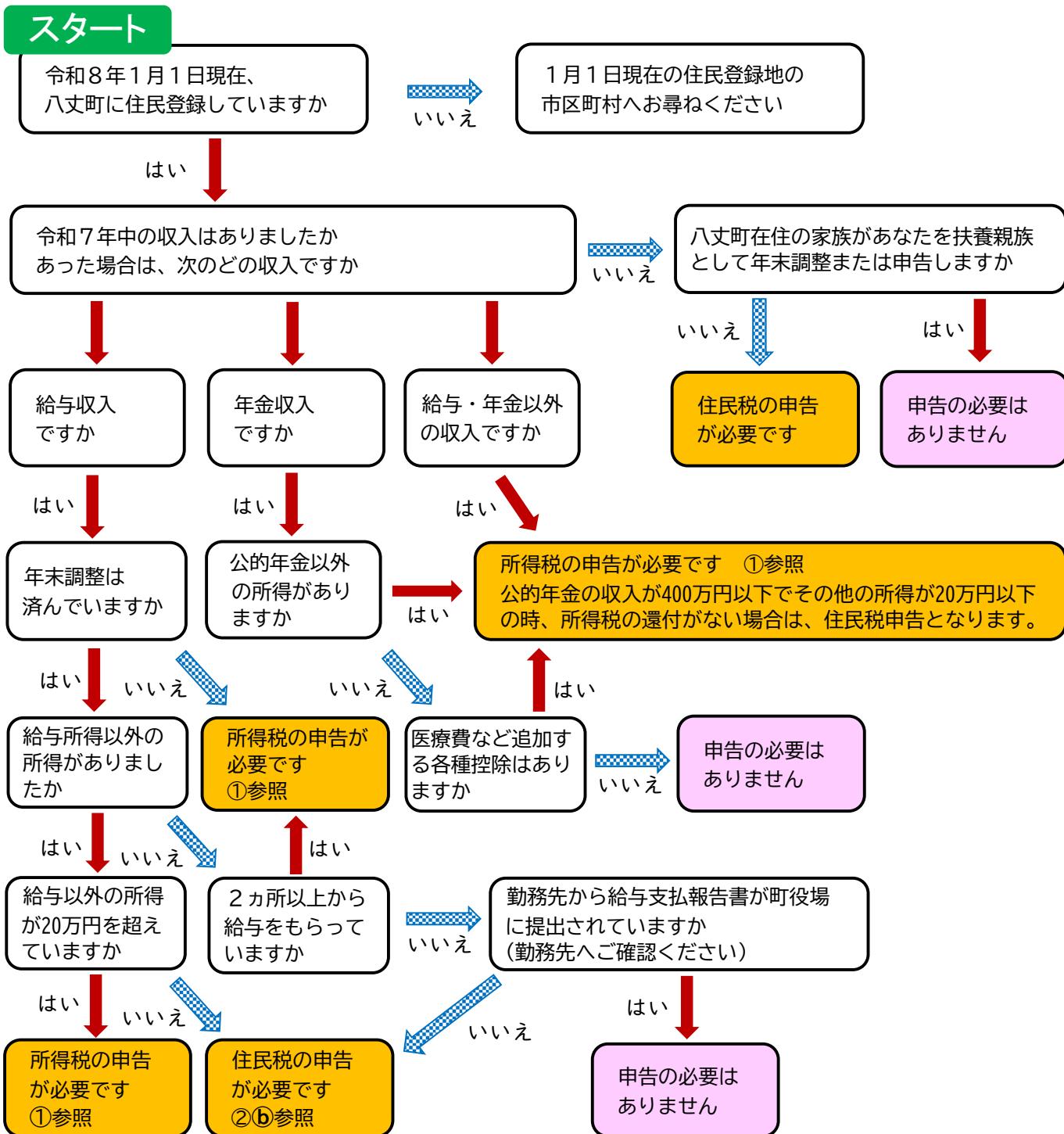
E-mail zeimu@town.hachijo.tokyo.jp

# □申告が必要か確かめてみましょう

はい いいえ 

⚠ 注意：このフロー図は、一般的な例を示しています。

フロー図により申告が必要ないとされた方でも、所得税の納付または還付が生じる場合や国民健康保険税などの軽減判定やその他の行政サービスを受けるうえで、申告が必要となることがあります。



## 【参照】

- ① 所得税の確定申告が必要です  
所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。  
確定申告書の『住民税・事業所税に関する事項』欄に該当があれば必ず記入してください。
- ② 住民税の申告が必要です
  - ④ 収入がなかったことを申告してください。
  - ⑤ 所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。  
(所得金額が所得控除の合計額より小さい時)

## 住民税申告書の手引き

1. 収入金額…令和7年中の収入にすることが確定した金額を記入してください。

2. 所得金額…収入金額から、必要経費等を差し引いた金額を記入してください。

必要経費：収入を得るための経費に限られ、日常家事に要した生活費は含まれません。

営業等 アおよび①	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・運輸業・修理業・サービス業などの営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・外交員・集金人・大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる収入・所得を指します。 必要経費として租税公課、雇人費、地代、減価償却費など収入を得るために支出したもの
農業 イおよび②	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得 必要経費として租税公課、雇人費、地代、減価償却費など収入を得るために支出したもの
不動産 ウおよび③	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などによる収入・所得を指します。 必要経費として修繕費、損害保険料、固定資産税、減価償却費など
※営業、農業、不動産所得については、収支内訳書も提出してください。 収支内訳書は八丈町役場税務課や税務署に備えてあります。	
利子 エおよび④	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得 *必要経費はありません。
配当 オおよび⑤	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剩余金の分配などの所得 収入金額：源泉徴収税額が差し引かれる前の金額 必要経費は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 なお上場株式等に係る配当（所得説 15.315%、住民税 5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが申告することもできます。 配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。
給与 カおよび⑥	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）で、源泉徴収票の添付が必要です。 給与所得金額は、『給与所得金額計算表』で算出してください。 特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。
公的年金等 キおよび⑦	公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（一時恩給除く）等）による収入で源泉徴収票の添付が必要です。 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額計算表』で算出してください。
業務 クおよび⑧	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入します。
その他 ケおよび⑨	互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金などによる所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは生命保険会社等の支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは各項目ごとに、必要経費（交通費、資料作成費等）を差し引いてください。
総合課税の譲渡 コサおよび⑩	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 取得の日以後保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（短期・長期合わせて上限50万円）を差し引いてください。
一時 シおよび⑪	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などの一時的な所得 保険会社等が発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入（受取金額）から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

## ○給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得の金額
1円～651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	収入金額 - 650,000円
1,900,000円以上～3,600,000円未満	収入金額* × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	収入金額* × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上～	収入金額 - 1,950,000円 - 所得金額調整控除

※表のうち、\*印の欄については、給与収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額を給与収入金額として計算します。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## ●所得金額調整控除について

対象者	
収入金額が850万円を超える、次の①～④のいずれかに該当する方が対象です。	
① 本人が特別障害者。	
② 23歳未満の扶養親族がいる。	
③ 特別障害者である同一生計配偶者がいる。	
④ 特別障害者である扶養親族がいる。	
控除額の計算方法	
給与収入金額	所得金額調整控除 ※小数点以下端数は切り上げ
8,500,001円以上～10,000,000円以下	(収入金額 - 8,500,000円) × 0.1 (最大15万円)
10,000,001円以上～	150,000円

## ○公的年金等の所得金額計算表

(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等所得の求め方
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 600,000円*
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上 1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,100,000円*
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上 1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額には含めないでください。

※公的年金等以外の所得の合計所得が1千万円超2千万円以下の場合、表中、\*印の金額から10万円差し引く。

※公的年金等以外の所得の合計所得が2千万円超の場合、表中、\*印の金額から20万円差し引く。

## ●給与所得と公的年金等の所得の双方を有する場合の調整措置

給与所得金額及び公的年金等の所得金額の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得金額から控除する。

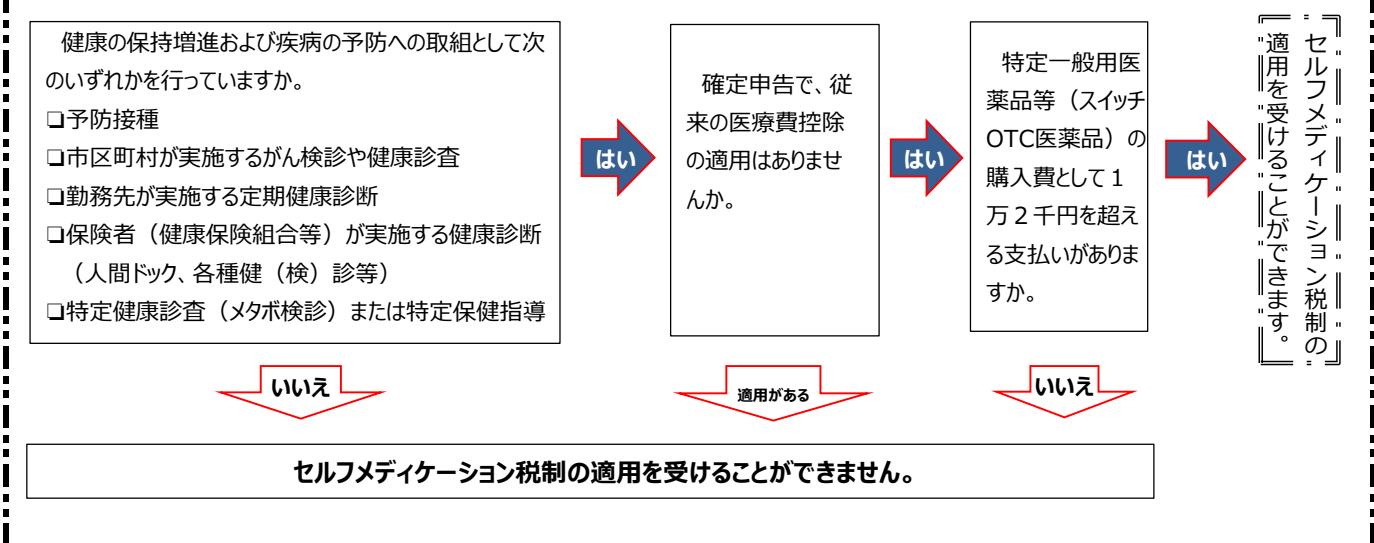
対象者
給与所得と公的年金等の所得の双方を有し、その合計金額が10万円を超える方
控除額の計算方法
公的年金等の所得金額* + 納付金額* - 100,000円 = 納付金額から控除できる調整金額

※表のうち、\*印の欄については、10万円が上限となり、10万円を超える場合には10万円として計算します。

### 3. 所得から差し引かれる金額

雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が58万円以下）が令和7年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。</p> <p>※証明書等添付</p> <p>①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額 × 10%）</p> <p>② 災害関連支出の金額－5万円</p> <p>①か②のいずれか多い方の金額</p>
医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中に医療費を支払った場合。※明細書添付 ※控除の限度額は200万円</p> <p>控除額 = （支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額） －（10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額）</p> <p>※セルフメディケーション税制を選択する場合、OTC医薬品の購入費が12,000円を超えた場合に控除が受けられます。控除の限度額は88,000円。</p> <p>（セルフメディケーション税制控除を受ける場合、通常の医療費控除は受けられません。また適用期間は、平成29年1月1日～令和3年12月31日までです。）</p> <p>5年延長になるが、対象（成分）内容が変更。</p> <p>*「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の提出</p>

#### セルフメディケーション税制適用チェックシート



社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等がある場合に全額控除されます。※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です）</p> <p>※配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は控除対象外となります。</p>
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが令和7年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金がある場合に全額控除されます。</p> <p>※支払った掛金額の証明書添付</p>

生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和7年中に支払った場合、支払った保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に区分して計算し合計します。(合計の限度額 70,000円)</p> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は、下記の旧契約の表で計算し、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と介護医療保険料は下記の新契約の表で計算します。</p> <p>※控除証明書を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料:すべてのもの</li> <li>・旧契約の一般生命保険料:一契約 9,000円を超えるもの</li> </ul> <p>◆新契約(平成24年1月1日以後締結分・介護医療分)</p>	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	12,000円以下	支払った保険料の金額
	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 0.5 + 6,000円
	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 0.25 + 14,000円
	56,001円以上	一律 28,000円
	◆旧契約(平成23年12月31日以前締結分)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	15,000円以下	支払った保険料の金額
	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 0.5 + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 0.25 + 17,500円
	70,001円以上	一律 35,000円
※合計適用限度額は、70,000円です。一般の生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額(上限28,000円)が控除額となります。		

↓ 生命保険料控除計算表

一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000円) ① 円	計(①+②) ③ 円	(最高 28,000円) ④ 円
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000円) ② 円	②と③の 大きい方の金額 ⑤ 円	① 円
個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000円) ③ 円	計(③+④) ⑥ 円	(最高 28,000円) ⑤ 円
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000円) ④ 円	④と⑤の 大きい方の金額 ⑦ 円	⑥ 円
介護医療	保険料を上記の新契約表で計算した金額			(最高 28,000円) ⑧ 円
	生命保険料控除額(①+②+③) (最高 70,000 円)			⑨ 円

※生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けてこの表で計算し、⑨の金額を申告書に記入してください。

控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

	<p>あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について令和7年中に支払った保険料がある場合に控除されます。※証明書添付</p> <p>短期損害保険料控除は廃止されました。次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて令和7年中に支払った保険料がある場合には経過措置があります。</p> <p>※経過措置の対象となる旧長期損害保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成18年12月31日までに締結した契約</li> <li>②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約</li> <li>③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払った保険料の金額</th><th>地震保険料控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険料</td><td>50,000円以下</td><td>地震保険料の金額 × 0.5</td></tr> <tr> <td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">B 旧長期損害保険料 (経過措置に該当)</td><td>5,000円以下</td><td>保険料の金額</td></tr> <tr> <td>5,001円から15,000円以下</td><td>保険料の金額 × 0.5 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>AとBの両方</td><td></td><td>A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。</p>		支払った保険料の金額	地震保険料控除額	A 地震保険料	50,000円以下	地震保険料の金額 × 0.5	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険料 (経過措置に該当)	5,000円以下	保険料の金額	5,001円から15,000円以下	保険料の金額 × 0.5 + 2,500円	15,001円以上	10,000円	AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円																					
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																																						
A 地震保険料	50,000円以下	地震保険料の金額 × 0.5																																						
	50,001円以上	25,000円																																						
B 旧長期損害保険料 (経過措置に該当)	5,000円以下	保険料の金額																																						
	5,001円から15,000円以下	保険料の金額 × 0.5 + 2,500円																																						
	15,001円以上	10,000円																																						
AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円																																						
地震保険料控除	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合に控除が受けられます。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <p>◎配偶者控除額換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者本人の合計所得</th><th>900万円以下</th><th>900万円超え 950万円以下</th><th>950万円超え 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(70歳未満)</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>老人(70歳以上)</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。</p> <p>※配偶者のマイナンバーを記入してください。</p>	申告者本人の合計所得	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	一般(70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円	老人(70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																											
申告者本人の合計所得	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下																																					
一般(70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円																																					
老人(70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																																					
配偶者控除	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合に控除が受けられます。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <p>◎配偶者特別控除額換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得</th><th colspan="3">申告者本人の合計所得</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超え 950万円以下</th><th>950万円超え 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～1,000,000円</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※配偶者のマイナンバーを記入してください。</p>	配偶者の合計所得	申告者本人の合計所得			900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得	申告者本人の合計所得																																							
	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下																																					
580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																					
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																					
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																					
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																					
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																					
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																					
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																					
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																					
配偶者特別控除																																								

扶養控除	<p>前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合に控除されます。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>控除額</th><th>該当者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td><td>330,000円</td><td>平成22年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td><td>平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方</td></tr> <tr> <td>老人扶養親族</td><td>380,000円</td><td>昭和31年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)</td></tr> <tr> <td>同居老親等</td><td>450,000円</td><td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母などで同居している方</td></tr> </tbody> </table> <p>障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。</p> <p>※被扶養者のマイナンバーを記入してください。</p>			区分	控除額	該当者	一般扶養親族	330,000円	平成22年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く	特定扶養親族	450,000円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方	老人扶養親族	380,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母などで同居している方
区分	控除額	該当者																
一般扶養親族	330,000円	平成22年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く																
特定扶養親族	450,000円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方																
老人扶養親族	380,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)																
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母などで同居している方																
<p>前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族のうち、平成22年1月2日以後に生まれた方で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <p>※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。障害者控除については、障害者控除の欄を参照。</p>																		
<p>あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)の親族等を有し、その親族の合計所得金額が58万超123万以下の場合に控除されます。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、配偶者及び青色専従者、白色専従者を除く)</p> <p>◎特定親族特別控除額換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～950,000円</td><td>450,000円</td></tr> <tr> <td>950,001円～1,000,000円</td><td>410,000円</td></tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td><td>310,000円</td></tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td><td>210,000円</td></tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>1,200,001円～1,230,000円</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>			特定親族の合計所得	控除額	580,001円～950,000円	450,000円	950,001円～1,000,000円	410,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	1,050,001円～1,100,000円	210,000円	1,100,001円～1,150,000円	110,000円	1,150,001円～1,200,000円	60,000円	1,200,001円～1,230,000円	30,000円
特定親族の合計所得	控除額																	
580,001円～950,000円	450,000円																	
950,001円～1,000,000円	410,000円																	
1,000,001円～1,050,000円	310,000円																	
1,050,001円～1,100,000円	210,000円																	
1,100,001円～1,150,000円	110,000円																	
1,150,001円～1,200,000円	60,000円																	
1,200,001円～1,230,000円	30,000円																	
<p>前年の12月31日現在、あなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除されます。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>該当者</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①普通障害</td><td>身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など</td><td>260,000円</td></tr> <tr> <td>②特別障害</td><td>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など</td><td>300,000円</td></tr> <tr> <td>③同居特別障害</td><td>特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方</td><td>530,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※手帳の提示が必要です。郵送の場合はコピーを添付してください。</p>			区分	該当者	控除額	①普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など	260,000円	②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円	③同居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	530,000円				
区分	該当者	控除額																
①普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など	260,000円																
②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円																
③同居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	530,000円																

前年の12月31日現在、下記に該当する場合は申告書の「⑯□ 寡婦控除」または「⑰□ ひとり親控除」のいずれかに✓を記入してください。  
※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外。

寡婦控除	該当者	控除額
	① 計所得金額が500万円以下の場合 ② 合計所得金額が500万円以下の場合	260,000円
本人控除 ひとり親控除	該当者	控除額
	① あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない(または夫または妻の生死が不明な)方で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合 ② あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合	300,000円
障害者控除	あなたが前ページの障害者控除欄の①②と同じである場合。	
勤労学生控除	該当者	控除額
	あなたが学生・生徒で令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。 ※学生証等の証明書の添付が必要です(郵送時はコピーを添付)。	260,000円
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。	
	合計所得	控除額
	~ 24,000,000円	430,000円
	24,000,001円 ~ 24,500,000円	290,000円
	24,500,001円 ~ 25,000,000円	150,000円
	25,000,001円 ~	0円

## □記載要領 申告書（表）

### ① 申告者について

申告者の住所、氏名、個人番号などを記入してください。

電話番号は日中連絡がとれる番号（携帯番号可）を記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和8年1月1日の住所が現住所と違う場合に記入してください。

### ② 「1.収入金額」について

収入の種類ごとに収入金額を記入してください。

### ③ 「2.所得金額」について

手引き2ページ以降の所得金額の計算方法等とともに金額を計算し、種類ごとに記入してください。

### ④ 「3.4所得から差し引れる金額」に関する事項について

源泉徴収票があれば、記載されている控除を記入してください。源泉徴収票に記載がない控除があればそれも記入します。手引き3ページ以降を参考に控除額を求め記入します。

## □記載要領 申告書（裏）

### ⑤ 「5.給与収入」について

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は月別の収入金額や賞与額等を記入し、給与収入の合計額を申告書（表）の収入金額等の給与欄（カ）に記入してください。

### ⑥ 「6.事業・不動産所得」について

別用紙の収支内訳書等を提出してください。収支内訳書等は八丈町役場税務課や税務署に備えてあります。また国税庁HPからもダウンロード出来ます。

### ⑦ 「7.配当所得」について

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額を記入してください。「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額を記入してください。

### ⑧ 「8.配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」について

上場株式等の配当等で支払時において町民税・都民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

### ⑨ 「9.事業専従者に関する事項」について

生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限る）で、あなたの事業に専ら従した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、生年月日、個人番号、専従者給与（控除）額、従事月数を記入してください。（専従させた期間が6ヶ月を超えた場合、必要経費として控除できます。）

白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のアカイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）が限度

イ 事業専従者控除額を差し引く前の所得金額 ÷ (数 + 1)

**⑩ 「11.公的年金等以外の雑所得」について**

種目には、原稿料、シルバー人材センター分配金、個人年金などと記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

業務に係る雑所得（ク、⑧）

原稿料、講演料又はシェアリングエコノミーなどの副収入による所得

その他の雑所得（ケ、⑨）

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など公的年金等及び業務以外のものによる所得

**⑪ 「13.寄附金に関する事項」について**

令和7年中に次のアからウの団体に対して支払った寄附金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、アの団体に支払った寄附金のうち「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについては、申告書を提出することで特例の適用を受けることができなくなります。寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附金もあわせて申告し、寄附金の受領証を添付してください。

ア 都道府県、市区町村分

イ 東京都共同募金会、日赤東京都支部分

ウ 条例指定分（八丈町）

※分離所得（土地、建物等の譲渡、先物取引等）がある人は、税務署へ確定申告をしてください。

（少額所得で確定申告不要の人は、ご相談ください。）